

## 令和4年度臨時役員会（第2回）会議報告

日 時 : 令和4年12月15日（木）15時00分～16時00分

開催方法 : オンライン(Zoom)を活用しての開催

出席者 : 役員8名他随行者

○役員（8名）

荒井会長、早川副会長、吹屋理事、柳楽理事、今部理事（関根代理）、山田理事、  
金原理事、定兼理事

（欠席）岩本副会長、福嶋理事、西監事（協議事項については事前にご承諾）

○会長事務局（4名）

### 1. 協議・報告

第25期(令和5・6年度)の執行体制について

○早川副会長

- ・前回の臨時役員会（令和4年10月6日開催）において、執行体制の調整をお任せいただき、定兼・福嶋両理事とともに進めた。不確定だった部分も含めて、ご内諾いただいた状況が配布した資料のとおりになる。前回と異なる部分について、ご説明申し上げる。
- ・副会長職には、福井県文書館の佐々木智宏氏（機関会員）にご内諾いただいた。次に、理事の大会・研修委員会委員長及び調査・研究委員会委員長は、前回はいずれかというご報告であったが、前者には徳島県立文書館の金原祐樹氏（機関会員）、後者には岡山県立記録資料館の杉山一雄氏（機関会員）にそれぞれご内諾いただいた。また、広報・広聴委員会委員長には追手門学院大学の藤吉圭二氏（個人会員）にご内諾いただいた。続いて、関東部会長は現在調整中で、近畿部会長は、滋賀県立公文書館の青山学氏（機関会員）に決定したと伺っている。
- ・会長事務局は1名増員となり、岡山大学の松岡弘之氏（個人会員）にご内諾いただいた。
- ・広報・広聴委員会事務局について、神奈川県立公文書館の今部館長にご相談したところ、内藤潤・関根豊各氏に機関会員としてではなく、同公文書館の職員として広報・広聴委員会の事務局をお勤めいただけるとご回答を得た。
- ・昨今、事務局業務が過大であるため、機関会員の引き受け手がなかなか得られず、役員体制が決定できないことが問題となっている。コロナ禍により支出の部分を抑えられていることもあり、業務の外部委託に係る予算を一定程度確保できるのではなかろうかという考えもある。そこで、従来の事務支局への委託業務に加えて、各事務局の会計業務及び庶務業務の一部、広報・広聴委員会事務局業務の大部分について、予算の許す範囲で外部委託化することを検討している。

○会長事務局

- ・本日欠席されている、三豊市文書館・武蔵野市ふるさと歴史館の各位からは、この次期執行体制最終調整結果について（案）にご賛同する旨をご回答いただいている。

(質疑・意見等)

○山田理事

- ・ 前回の臨時役員会においてチャットでコメントをしたが、取り上げられなかったので再度ご質問させていただきたい。執行役員の方を候補として検討していただく経緯は、役員の方の委嘱に係る調査の結果、誰からも立候補の手があがらなかったからということ、仕方がなくこういった人選の調整をしていただいたという理解でよろしいか。

○会長事務局

- ・ 仰るとおりである。前回の全機関会員宛の調査結果、お引き受けいただける機関会員がどこもなかったという回答を踏まえてのことで、このままでは次期執行体制が組むことができないので、様々な形でお声がけ、調整していただき、前回のご提案をいただいたというところである。

○山田理事

- ・ そういう経緯をいま確認させていただいたが、では次からは意見になる。全史料協の会則を確認したところ、第9条の役員の方の選出について、「会長は、役員会の方で選出し、総会の方の承認を得て決定する。」とあるので、今回提案されたものは、最終的に会長が総会の方において提案するということになる。その後、「副会長、理事及び監事は、機関会員及び個人会員の中から会長が指名し、」というところは問題ないと思われるが、第14条に「この会の事務局は、原則として会長の所属する機関に置く。」とあるように、今回の調整結果にある方々は個人会員であり、原則ではあるが会の名称にあるとおり本会は機関の連絡協議会でもあるため、会則自体の変更なり解釈をどのようにクリアしていくかを、総会で審議していかないと会員の方の皆様から理解を得られないのではないかと。
- ・ 年度当初だったと思われるが、総会の方の前の役員会の際に申し上げたが、繰越金の方非常に莫大な額に及んでいる。その予算を個人会員が会計処理する、しかも外部委託するとはいかなものか。個人の方の負担すべき額ではない、手に負えないのではないかと。

○早川副会長

- ・ まず、会則上の問題から申し上げますと、先ほどご指摘いただいたなかにもあったが、禁止されているわけではないとご理解されたうえでご発言されたかと認識している。「原則として」ということは、例外もあるということをお前提としているということになる。そのうえで、ご懸念として会長が個人会員でありかつ莫大な規模の金銭を扱うことについて、この会としていかなものかということだが、会長一人の方で全ての事項を承認・決定できる組織であれば確かにそうではある。本会は役員会の方で合議制を取り、役員の方のメンバーのなかには機関として担っている方もいるので、特定の個人の方のみの責任において何らかの支出がなされるというようなおそれは、組織としてはないのでなかろうかと考える。
- ・ 確かに、会の名称は「機関連絡協議会」となっているが、例えば機関でなければ会長になれないのかということについても、特に規定上は何もない。そもそも、会則としては機関以外の個人会員も認められているので、逆に機関でなければという理屈付けをどこでしていくのかは、条文のなかに見つけにくいと思われる。これは解釈の問題なので、色々な読み方があるかと思うが、会則のどこかに反しているのかということ少し難しい。

○定兼理事

- ・ この件は、引き受けられる方がどこからも出てこなかったという非常事態というわけで、このような形になったということをお含みいただきたい。ただ、出てこなかったなら会を潰すのかというわ

けにはいかないから、何とか引き継いでいこうということであり、ご懸念の部分は重々承知したうえで会長・事務局の方々にはお引き受けいただいております、機関連絡協議会という趣旨は変わらないと思われる。また、非常事態でのあり方ということについては、役員会で提案したことを総会で認めていただく手続きがあり、会員全員の問題としてやっていかなければならないと思う。

○山田理事

- ・私としては理解に苦しむところなので、ご回答には賛同できない。

○会長事務局

- ・以上の審議を踏まえて賛否を確認したい。

<賛成 10（うち 3 は事前にご承諾）、反対 1 で承認>

○吹屋理事

- ・今後、総会で承認していただく手順が必要となるかと思うが、どのように進めていくか。ご説明いただきたい。

○早川副会長

- ・会則第 9 条にあるとおり、今日の案のなかで役員会の権限になっているのは会長の部分だけになる。副会長以下の人事については、すべて会長（仮）の辻川氏のご了解のもとで進めているので、もし会長に選出されたならばこのような体制で臨む案という位置付けになる。正確に言えば、会長の部分だけが役員会の案件としてかかっているという理解になる。ただ、会長だけ決めて後の人選は会長に一任するという形であれば、先ほど山田理事がご懸念されていた恐ろしい人選が可能になってしまうので、副会長以下はこのような人選が想定されていることで、後は総会にかけてご承認いただくという形になる。それ以外に何か必要な手続きがあるならばご教示いただきたい。

○会長事務局

- ・この後の手続きとしては、来年 1 月以降に第 2 回役員会を開催し、第 24 期の体制を締めくくる。その際、次に引き継ぐという意味を含めて、例年次期役員の方々にもオブザーバーとしてご出席いただく慣例となっている。また、事務局業務の委託化拡大については、できる限り負担を軽くしていきたいところであるが、個別のやり方やスタイル、人員の体制等々あるかと思うので、一方的に外部委託を決めることは適当ではない。今後、次回の役員会に向けて、委員会ごとにどういった業務を外部委託することが必要か、あるいは可能であるかということこれから現役員の方々にヒアリングしていき、具体的に調整を進めて次期に引き継ぎたい。

○定兼理事

- ・役員人事や執行体制について、会員の方々から何らかの意見はあったか。また、先の滋賀大会のアンケートのなかで、次期の執行体制や今後の全史料協のあり方について、ご意見はあったらご教示いただきたい。

○吹屋理事

- ・現在、アンケートの回答を集計しているところでまだ把握しきれていないが、ご質問の回答にあたるものはなかったという現状である。来年度、どのような大会のあり方がよいのか色々な考え方があると思うが、ハイブリッドやオンラインなどを利用して大会を運営することに対しては肯定的であるという印象を受けた。また、こうした臨時役員会などの開催においても、オンラインという手段は地

方に在住する者としては便利であった。

#### ○早川副会長

- ・役員体制については、会員2名から意見があった。1名からは、機関連絡協議会であることから会長を個人会員が請け負うことは問題であるという懸念であり、現状としては機関会員としてお引き受けいただける方がいないということ、アンケート調査を実施した結果、誰もいなかったという状況だったので、できることはここまでであると回答した。もう1名は、引き受け手がないことはこれまでも何度も続いていたが、何とかお願いしてきたという経緯をご存じの方からのもので、その方からは、「いつかそういう日が来る。今回はやむを得ないことである。」という感想をいただいた。

#### ○関根理事代理

- ・前回、広報・広聴委員会の引き継ぎ機関がなく、私どもが引き受けることに落ち着いたが、外部委託化の状況によっては、個人会員の方にもお願いしなければならないという可能性があった。そこでまず、委員会の業務を熟知されている委員の方々にご協力いただけないかというご相談したところ、ほとんどの方が必要であれば協力するとご回答いただいた。個人会員のなかで、やる気や熱意のある方は非常に多いのではないかと感じた。またその際、全史料協のあり方全体を見直していく時期にも差し掛かっているのではないかということで、次期体制は非常事態ということではあるが、その間の2年で今後どのようにしていくかを考えていかなければならないという意見が得られた。

## 2. その他

#### ○会長事務局

- ・過日、調査・研究委員会の公文書館機能普及セミナーと関東部会の定例研究会が開催されたが、その事業結果について、簡単にご報告いただきたい。

#### ○柳楽理事

- ・セミナーは11月29日に開催した。アンケートの結果については、現在取りまとめ中である。参加者は40名弱で地元からもある程度出席いただいたが、委員会では折角ならば地元の市町村に多く参加していただくような広報の仕方を考えていくべきではないかという意見が出ていた。また、参加申し込みをする際、現状では用紙に記入して提出していただいているが、ウェブ上で申し込みができるように簡便にできないか、もっと早めに内容を詰めて広報をしていけば多くの参加が得られるのではないか、コロナ禍でオンラインでの参加が定着してきたことから、併用して開催することを検討すべきではないかなどの意見が得られた。以上のようなことをまとめ、次期の役員に引き継ぐ準備をしているところである。

#### ○山田理事

- ・定例研究会は、人材育成の関係で大学におけるアーキビスト育成状況についてをテーマに開催した。参加状況など詳しい状況については、未だ担当より手元に届いていないので、当日ご出席いただいた方からご発言いただきたい。基本的に運営委員の方が色々なテーマをご自由に決めていただいて、事後報告を事務局にされているので、なかなか企画運営に参加できていないという実態がある。そういった面で、機関と個人という難しさを日頃から感じている。

#### ○会長事務局

- ・今回の定例研究会は、アーカイブズ実習のあり方の現実と課題という形で、2館からの事例報告であった。かつては学習院大学にしか存在しなかったが、国立公文書館による認証アーキビスト制度の開始にともない、アーキビスト養成課程やアーカイブズ学課程などを開設する大学が全国的に増えてきている。先月には東北大学でも開設され、記念シンポジウムも開催された。そのようなわけで、認証アーキビスト制度に平行する形で、養成に関する課題というのが色々な形で見えてきている。今年度、東京都公文書館でも昭和女子大学のアーカイブズ実習生を受け入れたが、実習担当者には他館の先進的な事例を学ぶ機会となると、関東部会の定例研究会を紹介し2名が参加した。詳しい内容については、関東部会の会報をご覧いただきたいが、それぞれの地域や館における特徴というものがよくわかる充実したものであった。関東部会でこのようなテーマを企画していただいたことに感謝したい。

#### ○金原理事

- ・近畿部会では、例会を2か月に1度くらいの頻度で開催している。去る12月2日に開催した例会は、徳島県立文書館を会場にハイブリッドで開催した。今後もこういった開催方法を検討する良い機会となり、内容的にはドイツとフランスの公文書館についてであり、有意義なテーマであった。近畿部会の事務局を担う機関は、これまで京都府・福井県・徳島県・尼崎市で4機関しかなかったが、今度滋賀県に加わっていただくことになり非常に心強く感じている。やはり安定した会運営をするためにも、事務局含め会長、委員を自治体が担っていけるような体制ができればと思っており、検討していかなければならない課題と考える。

以上